二　屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁については、次のイ及びロに定めるところによる。

イ　屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁は、昭和四十六年建設省告示第百九号に定める基準に適合すること。

ロ　特定天井については平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三に定める基準に適合すること又は令第三十九条第三項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。ただし、増築又は改築をする部分以外の部分の天井（新たに設置するものを除く。）であって、増築又は改築をする部分の天井と構造上分離しているもので当該天井の落下防止措置（ネット、ワイヤ又はロープその他の天井材（当該落下防止措置に用いる材料を除く。）の落下による衝撃が作用した場合においても脱落及び破断を生じないことが確かめられた部材の設置により、天井の落下を防止する措置をいう。）が講じられているものにあっては、この限りでない。

第二中「並びに屋根ふき材」を「、屋根ふき材、特定天井」に改め、「脱落」の下に「並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落」を加え、同第三号中「屋根ふき材」の下に「、特定天井」を加える。

第三中「並びに屋根ふき材」を「、屋根ふき材、特定天井」に改め、「脱落」の下に「並びにエレベーターのかごの落下及びエスカレーターの脱落」を加え、同第三号中「屋根ふき材」の下に「、特定天井」を加える。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百七十八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条の二第五号の規定に基づき、建築基準法施行令第三十六条の二第五号の国土交通大臣が指定する建築物を定める件（平成十九年国土交通省告示第五百九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月五日　国土交通大臣　太田　昭宏

第一号イ中「(1)から(4)まで」を「(1)から(5)まで」に改め、同イに次のように加える。

(5)　特定天井が平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第一項に定める基準に適合するもの、令第三十九条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第三第二項第一号に定める基準に適合するもの

第一号ロ中「(1)から(6)まで」を「(1)から(7)まで」に改め、同ロに次のように加える。

(7)　イ(5)の規定に適合するもの

第二号イ中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、同イに次のように加える。

(3)　前号イ(5)の規定に適合するもの

第三号イ中「(1)から(5)まで」を「(1)から(6)まで」に、「前号イ」を「前号イ(1)及び(2)」に改め、同イに次のように加える。

(6)　第一号イ(5)の規定に適合するもの

第三号ロ中「(1)から(6)まで」を「(1)から(7)まで」に、「第一号イからハまで」を「第一号イ(1)から(4)まで若しくはロ(1)から(6)までは又はハ」に、「同号イ」を「同号イ(1)から(4)まで」に、「前号イ」を「前号イ(1)及び(2)」に改め、同ロに次のように加える。

(7)　第一号イ(5)の規定に適合するもの

第四号イ中「(1)から(9)まで」を「(1)から(10)まで」に改め、同イに次のように加える。

(10)　第一号イ(5)の規定に適合するもの

第四号ロ中「(1)から(4)まで」を「(1)から(5)まで」に改め、同ロに次のように加える。

(5)　第一号イ(5)の規定に適合するもの

第四号ハ中「(1)から(3)まで」を「(1)から(4)まで」に改め、同ハに次のように加える。

(4)　第一号イ(5)の規定に適合するもの

第五号中「へまで」を「トまで」に改め、同号に次のように加える。

ト　第一号イ(5)の規定に適合するもの

第六号から第八号までの規定中「へまで」を「トまで」に改め、第八号ロを次のように改める。

ロ　次の(1)及び(2)に該当するもの

(1)　平成十四年国土交通省告示第六百六十六号第五第一項各号及び第二項から第六項まで（第四項を除く。）に規定する構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(2)　第一号イ(5)の規定に適合するもの

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第七百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条の三第一項の規定に基づき、確認審査等に関する指針（平成十九年国土交通省告示第八百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月五日　国土交通大臣　太田　昭宏

別表(一)の項中

構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。

を

構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。
平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第二項第二号に定める構造方法が使用されている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第二項第二号に定める構造方法が使用されている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。

に改め、別表(二)の項中「屋根ふき材及び」を「屋根ふき材、特定天井」に改め、別表(三)の項中

構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。

を

構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。	構造計算の仮定及び計算結果の適切性に関する検討内容が明記されており、それらが適切であること。
平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第二項第二号に定める構造方法が使用されている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。	平成二十五年国土交通省告示第七百七十一号第三第二項第二号に定める構造方法が使用されている場合にあっては、その検討内容が明記されており、それらが適切であること。

に改める。

附　則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。